

国外転出者の滞在場所証明書

山梨県公安委員会 殿

運転免許申請者が下記のとおり滞在していることを証明します。

記

○ 運転免許申請者

氏 名 _____

生年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日 生

○ 滞在状況

住 所 山梨県 _____

期 間 _____ 年 _____ 月 _____ 日 から _____ 年 _____ 月 _____ 日 まで

○ 証明者

- 住 所 申請者滞在先と同じ
 申請者滞在先と異なる
(異なる場合の住所)
-

氏 名 _____

申請者との続柄 _____

連絡先(電話番号) _____ — _____ —

作成年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

(裏面)

注意事項

- 本証明は日本国籍を有する国外転出者の方が運転免許申請（新規・併記・失効）する際に使用します。
- 本証明書は証明者が記載してください。なお、証明者は世帯主に限ります。
- 申請時には、次の①②③すべてが必要です。
 - ・ 戸籍謄本、戸籍抄本又は戸籍事項証明書…①
 - ・ 住所を確かめるに足りる書類
 - 国外転出者の滞在場所証明書（本証明書）…②
 - 証明者（世帯主）の住民票…③

ただし

- ・ 世帯主以外の方が証明する場合
- ・ 申請者滞在先の住所と証明者の住所が異なる場合

等については、他の証明書類が必要な場合があります。

必ず申請前にお問い合わせください。

- 証明者に対し、滞在事実について警察職員が電話等で確認する場合があります。
- 今回証明された住所が、申請者の運転免許証に記載される住所になります。